

教科書検定に関する主な根拠規定等について

学校教育法

- 文部科学大臣の検定を経た教科用図書等の使用義務について規定（第34条第1項）
- 検定の申請に係る教科用図書に関し 調査審議させるための審議会等について政令で定めることを規定（第34条第3項）
- この法律施行のために 必要な事項については文部科学大臣が定めることを規定（第142条）

学校教育法施行令

- 法に規定する審議会は「教科用図書検定調査審議会」と規定（第41条）

文部科学省組織令

- 文部科学省に「教科用図書検定調査審議会」を置くことを規定し、同審議会は学校教育法の規定に基づきその権限に属する事項を処理することを規定（第85条、第87条第1項）
- その他必要な事項については教科用図書検定調査審議会令で定めることを規定（第87条第2項）

教科用図書検定調査審議会令

- 審議会の組織等について規定
- 議事手続き、審議会の運営に関し 必要な事項は、会長が審議会に諮って決めることを規定（第8条）

教科用図書検定調査審議会運営規則（審議会決定）

- 議事手続き、審議会の運営に関し 必要な事項について規定

教科用図書検定審査要項（審議会決定）

- 教科書 検定における審査の手続きについて規定

教科用図書検定調査審議会の会議等の公開について（審議会決定）

- 審議会の会議等の公開について規定

教科用図書検定規則（省令）

- 教科書検定に係る手続きについて規定
- 検定の基準は文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準によることを規定（第3条）
- 申請図書の作成要領及び提出部数、修正表の提出期間等については、文部科学大臣が別に定めることを規定（第5条第2項、第10条、第12条、第13条第1項、第14条第3項、第17条、第18条）

教科用図書検定基準（告示）

- 教科書検定を行う際の審査の基準について規定

教科用図書検定規則実施細則（大臣裁定）

- 教科書検定に係る手続きについて規定

教科書検定に関する主な根拠規定等について

学校教育法

- 文部科学大臣の検定を経た教科用図書等の使用義務について規定（第34条第1項）
- 検定の申請に係る教科用図書に関し 調査審議させるための審議会等について政令で定めることを規定（第34条第5項）
- この法律施行のために 必要な事項については文部科学大臣が定めることを規定（第142条）

学校教育法施行令

- 法に規定する審議会は「教科用図書検定調査審議会」と規定（第41条）

教科用図書検定規則（省令）

- 教科書検定に係る手続について規定
- 検定の基準は文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準によることを規定（第3条）
- 申請図書の作成要領及び提出部数、修正表の提出期間等については、文部科学大臣が別に定めることを規定（第5条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条、第18条）

教科用図書検定基準（告示）

- 教科書 検定を行う際の審査の基準について規定

教科用図書検定規則実施細則（大臣決定）

- 教科書 検定に係る詳細な手続について規定

文部科学省組織令

- 文部科学省に「教科用図書検定調査審議会」を置くことを規定し、同審議会は学校教育法の規定に基づきその権限に属する事項を処理することを規定（第75条、第77条第1項）
- その他必要な事項については教科用図書検定調査審議会令で定めることを規定（第77条第2項）

教科用図書検定調査審議会令

- 審議会の組織等について規定
- 議事手続、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って決めることを規定（第8条）

教科用図書検定調査審議会運営規則（審議会決定）

- 議事手続、審議会の運営に関し必要な事項について規定

教科用図書検定審査要項（審議会決定）

- 教科書検定における審査の手続について規定

教科用図書検定調査審議会の会議等の公開について（審議会決定）

- 審議会の会議等の公開について規定